【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月17日
【会社名】	愛光電気株式会社
【英訳名】	AIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　近藤　保
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市西大友205番地２
【電話番号】	０４６５－３７－２１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　大関　正一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市西大友205番地２
【電話番号】	０４６５－３７－２１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　大関　正一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社の有する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じ、これにより財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象も発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第11号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第11号に該当する事実

① 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

名称	トモエ工業株式会社
住所	東京都大田区蒲田1-9-4
代表者の役職氏名	代表取締役　　桐山　晃伸
資本金の額	10,000千円

② 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

生じた事実　　同社代理人弁護士からの債務整理通知
生じた年月日　平成26年10月15日

③ 当該債務者に対する債権の種類

債権の種類	金額
売掛金	1,686千円
受取手形	129,310千円
合計	130,996千円

④ 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当該事象により、平成27年３月期第２四半期決算において、貸倒引当金繰入額130,996千円を販売費及び一般管理費として計上する予定であります。

(2) 金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号に該当する事実

① 当該事象の発生日

生じた年月日　平成26年10月16日

② 当該事象の内容

債務者名	トモエ工業株式会社
発生事実	同社代理人弁護士からの債務整理通知
当該取引先に対する債権	130,996千円

③ 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成27年３月期第２四半期決算において、貸倒引当金繰入額130,996千円を販売費及び一般管理費として計上する予定であります。

以上